

第5章 健康教育

1 健康教育の意義

近年における都市化、情報化、少子化、核家族化などの社会の変化により、児童生徒を取り巻く生活環境は大きく変化し、生活習慣病や、ストレス・いじめ・不登校などの心の健康、性の逸脱行為・喫煙・薬物乱用などの健康に関する課題に適切に対応することが求められている。

健康教育は、「生きる力」の土台となる「たくましく生きるための健康や体力」の獲得、更には生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培うことを目的とし、学校教育全般を通じて行われるものであり、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、特に自らの健康を適切に管理し、改善していくための資質や能力の育成を重視する。

学校における体育・健康に関する指導について、学習指導要領解説には、次のように示されている。

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

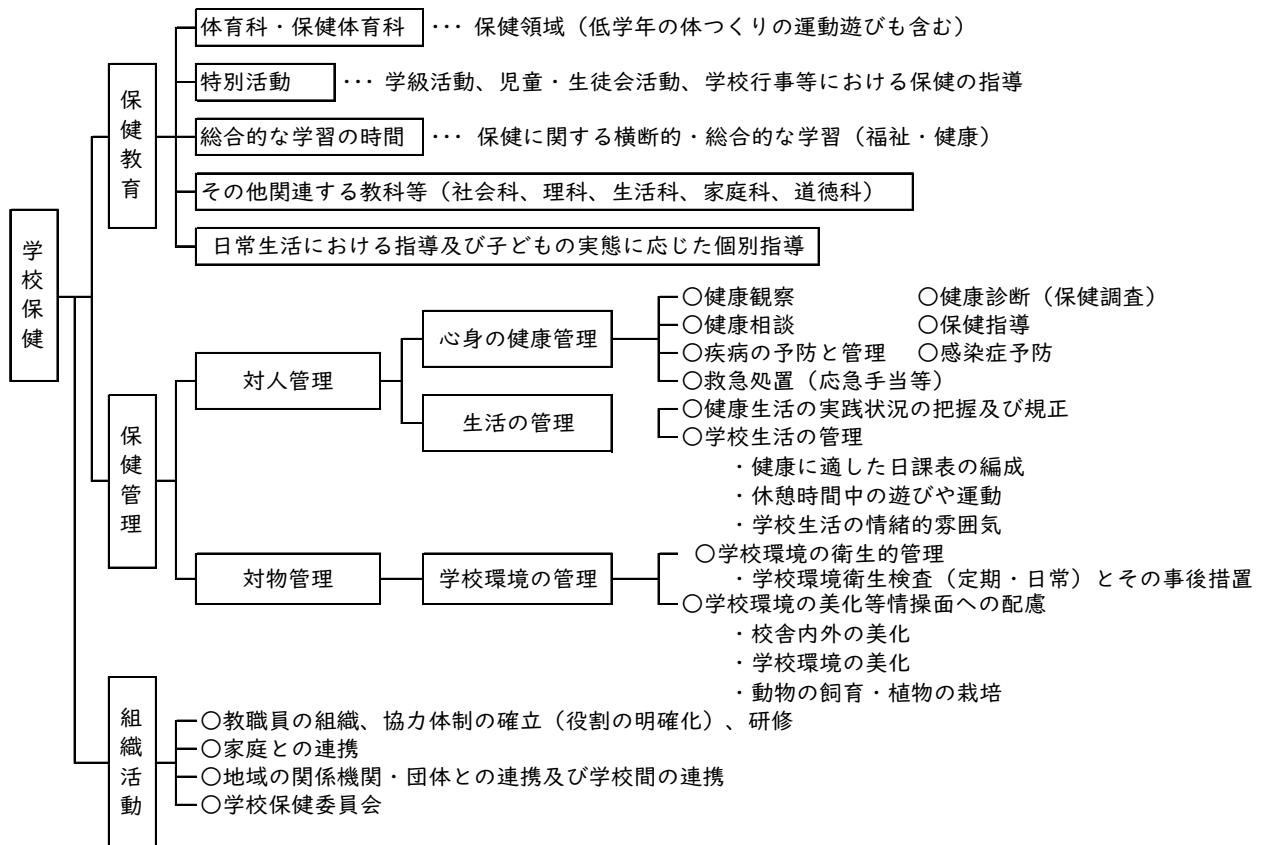
文部科学省(平成29年)『小学校学習指導要領解説 総則編』

学校においては、自他の心身の健康の保持増進のための保健教育と保健管理を内容とする「学校保健」、自他の生命尊重を基盤とした安全能力の育成等を図るための安全教育と安全管理を内容とする「学校安全」、望ましい食習慣の育成等を図るための食に関する指導と衛生管理等を内容とする「学校給食」のそれぞれが、独自の機能を担いつつ相互に連携しながら、児童生徒の健康の保持増進を図らなければならない。

2 学校保健

(1) 学校保健の領域と内容

- ア 保健教育……保健教育は、心身ともに健康な国民の育成を図るという教育目的の達成に寄与するために極めて重要であり、よりよい実践を推進していくことが求められる。
- イ 保健管理……保健管理は、学校環境を衛生的に整備し、健康診断や健康相談、疾病の予防・管理や感染症予防等、児童生徒の心身の健康を支えることが求められる。
- ウ 組織活動……保健教育及び保健管理を円滑に推進するために組織活動がある。様々な健康課題の解決にあたり、学校、家庭、地域社会が連携して組織的に取り組むことが求められる。



(2) 学校保健計画の作成

学校保健計画は、児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図るため、「保健教育」、「保健管理」、「組織活動」の各領域にわたって作成する総合的な年間計画である。また、学校の実態に適した学校独自の計画であり、学校の課題を解決したり、改善したりしていくために、年間を見通した計画を作成する必要がある。

学校保健計画の内容については、学校保健安全法、または学校経営等を考慮した「保健教育に関する事項」「保健管理に関する事項」「組織活動に関する事項」が考えられる。

また、学校保健計画の評価については、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のサイクルを定着することが重要である。

<学校保健安全法> 第二章 学校保健

（学校保健計画の策定等）

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(3) 保健管理

ア 健康観察

学級担任をはじめ教職員により行われる健康観察は、日常的に児童生徒の健康状態を観察し心身の健康問題を早期に発見して適切な対応を図ることによって、学校における教育活動を円滑に進めるために行われる重要な活動である。

学級担任等により行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことは、体調不良のみならず心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患など、児童生徒の心の健康問題の早期発見・早期対応にもつながることから、その重要性は増している。

<学校保健安全法> 第二章 学校保健

(保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

《目的》

(ア) 児童生徒の心身の健康問題の早期発見・早期対応を図る。

(イ) 感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。

(ウ) 日々の継続的な実施によって、児童生徒に自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。

イ 疾病の予防と管理

疾病の予防と管理を行う目的は、保健調査、健康診断、健康観察、健康相談等により、疾病に罹患している児童生徒の早期受診や早期の回復、治療への支援を行うとともに、運動や授業などへの参加の制限を最小限に止め、可能な限り教育活動に参加できるよう配慮することにより、安心して学校生活を送ることができるよう支援することである。

《疾病の予防と管理における留意点》

(ア) 疾病の理解や学校における適切な生活管理への指導が必要なことから、保護者・主治医・学校医・学級担任・教科担任等との緊密な連携が必要であるとともに、救急体制にも常に万全を期しておく。

(イ) 疾病の管理が必要な児童生徒に対しては、保護者の了解を得て主治医との連携を図ることが大切である。疾病の内容、病状、使用している薬剤等について、主治医からの情報提供とアドバイスを受けるなどして、適切な管理が行えるようにする。

(ウ) 児童生徒本人が自己の疾病や生活管理の必要性を理解できるよう指導するとともに、全教職員の共通理解を図ることが必要である。

(エ) 同級生などが疾病や特性について正しく理解し偏見や差別をしないよう、説明しておくことも必要である。その際、本人と保護者の理解を得て、プライバシーを侵害しないように配慮しながら行うことが大切である。

ウ 感染症予防

感染症対策は、予防可能な感染症については適切に予防策を講じること、そして感染症が発生した場合には、重症化させないように早期発見・早期治療すること、まん延を防ぐことが重要になる。身の回りの清潔を保ち、手洗いを励行するなど、日々の生活における感染症予防は必要である。また、感染症にかかっていたり、その疑いやおそれがある児童生徒、教職員等が差別・偏見を受けることがないように十分に配慮する必要がある。

《感染症予防の進め方》

(ア) 日々の健康観察（欠席状況を含む）や保健室利用状況等から感染症の発生や流行の兆しなどの早期発見に努める。

(イ) 感染症の疑いがあるときは、速やかに学校医又は主治医を受診し、適切な措置を講ずる。

(ウ) 児童生徒がかかりやすい感染症や新興感染症等について児童生徒及び保護者への啓発を行う。

(エ) 学校環境衛生管理（日常検査・定期検査・臨時検査）を適切に行う。

(オ) 児童生徒の保健教育（保健学習・保健指導）を充実する。児童生徒に対しては、平常時からうがい、手洗い、バランスのとれた食事、運動、規則正しい生活など、健康な生活習慣の実践に向けての指導の充実を図る。

エ アレルギーへの対応

近年、生活環境の変化や疾患構造の変化などに伴い、アレルギー疾患を有する児童生徒は増加傾向にある。学校においても、アレルギー疾患を有する児童生徒に対して全ての教

職員が緊急時の対応が出来るよう、事前に主治医により記載された「学校生活管理指導表」を保護者は学校に提出し、教職員と協議したうえで、取組を実施しなければならない。

【参考】「学校生活管理指導表」に基づく取組の徹底

心臓疾患、腎臓疾患、アレルギー疾患等、配慮や管理の必要な児童生徒においては、運動や食事の制限等が必要となるため、主治医が学校における配慮や管理を記載した「学校生活管理指導表」に基づき、児童生徒の管理に活用していくことが望まれる。この「学校生活管理指導表」は、該当する児童生徒への日常及び緊急時の対応に役立つものであり、全教職員での共通理解を図っておくことが必要である。

なお、アレルギー疾患を有する児童生徒の対応については、「学校におけるアレルギー疾患対応指針〈奈良県〉」を参考に、管轄の教育委員会の支援・指導を基に、関係機関と連携を図りながら校内体制を構築する必要がある。

(4) 保健教育

ア 薬物乱用防止教育

青少年は喫煙、飲酒、更には薬物乱用のきっかけが起りやすい時期であり、また、心身の発育・発達段階にあるため、依存に陥ると人格の形成が妨げられることなど、薬物の影響が深刻なたちで現れることがある。したがって、学校における薬物乱用防止に関する指導が極めて重要な意味をもつ。

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（抜粋）

- ・ 学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう引き続き周知を図る。
- ・ 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年一回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める
- ・ 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携し、学校等における薬物乱用防止教室を充実強化する。

イ 性に関する指導の留意点

学校での性に関する指導においては、何よりも児童生徒の心身の調和的発達を重視する必要がある。そのためには、児童生徒が心身の成長発達について正しく理解することが不可欠となる。

また、近年、性情報の氾濫など、児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化してきており、児童生徒が性に関して適切に理解し、行動することができるようになることが課題となっていることから、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識について体育科、保健体育科保健分野を中心に確実に身に付けることを重視するとともに、特別活動等で生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、これらを関連付けて指導することに留意する必要がある。

《指導に当たって配慮すること》

- (ア) 児童生徒の発達の段階を踏まえること
- (イ) 学校全体で共通理解を図ること
- (ウ) 家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること
- (エ) 集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うこと

ウ 学校における歯・口の健康づくり（学校歯科保健活動）

学校における健康づくり活動は、「疾病発見・管理的解決手法」から「健康増進・支援的解決手法」へと転換していくことが重要とされている。このことから、歯・口の健康づくり活動も、治療に重点を置いた「病気・治療の志向」から、豊かさや活力の創造を目指した「健康文化の志向」へと変容しなければならない。つまり、学校における歯・口の健康づくりの諸活動は、自律的に健康問題を解決し、行動できる児童生徒の育成を図る活動にすることが必要である。そこで、教職員は下記の点について、児童生徒一人一人が身に付けることができる支援を果たす必要がある。

- (ア) 歯・口の知識と、健康な歯・口を維持向上できる技術
- (イ) 歯の汚れや歯肉の炎症状態を観察・記録・評価するための表現力と、そこから健康課題を見だし解決する思考力や判断力
- (ウ) 一人一人が異なる口腔環境であるため、個別の特性を理解し、主体的に歯・口の健康状態を維持向上できる態度

《歯・口の健康づくりの目標》

学校における歯・口の健康づくりの目標は、子どもが発達の段階に応じて自分の歯・口の健康課題を見付け、課題解決のための方法を工夫・実践し、評価できるようにし、生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うとともに、自ら進んで健康な社会の形成に貢献できるような資質や能力を養うことにある。具体的には次の三つの目標が挙げられる。

- (ア) 歯・口の健康づくりに関する学習を通して、自らの健康課題を見付け、それをよりよく解決する方法を工夫・実践し、評価して、生涯にわたって健康の保持増進ができるような資質や能力を育てる。
- (イ) 歯・口の健康づくりの学習を通じて、友人や家族など他人の健康にも気を配り、自他ともに健康であることの重要性が理解できるようにする。
- (ウ) 健康な社会づくりの重要性を認識し、歯・口の健康づくりの活動を通じて、学校、家庭及び地域社会の健康の保持増進に関する活動に進んで参加し、貢献できるようにする。

参考資料・文献

- (1) 文部科学省（平成 21 年 3 月）「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」
- (2) 文部科学省（令和 4 年 3 月）「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」
- (3) 文部科学省（平成 26 年 3 月）「学校における子供の心のケアサインを見逃さないために」
- (4) 公益財団法人日本学校保健会（令和 3 年 3 月）「学校保健の課題とその対応」
- (5) 公益財団法人日本学校保健会（平成 30 年 3 月）「学校において予防すべき感染症の解説」
- (6) 公益財団法人日本学校保健会（平成 27 年 3 月）「薬物乱用防止教室マニュアル〈平成 26 年度改訂〉」
- (7) 文部科学省（平成 31 年）「『生きる力』を育む小学校保健教育の手引き」
- (8) 文部科学省（令和 2 年）「『生きる力』を育む中学校保健教育の手引き」
- (9) 文部科学省（令和 3 年）「『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引き」
- (10) 公益財団法人日本学校保健会（令和 2 年 2 月）「『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」
- (11) 「学校におけるアレルギー疾患対応指針〈奈良県〉」
健康・安全教育課Web サイト <https://www.pref.nara.jp/6286.htm>
- (12) 文部科学省（平成 29 年 3 月）「現代的健康課題を抱える子供達への支援～養護教諭の役割を中心として～」
- (13) 第一法規(令和元年 12 月)「学校保健実務必携《第 5 次改訂版》」



(5) その他

ア 熱中症予防

熱中症はいつでもどこでもだれでも条件次第でかかる危険性があり、特に、夏の暑い環境下での活動には十分な注意が必要である。また、学校の管理下における熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生している。

熱中症は重症化すると死に至る恐れのある病態であるが、正しい予防法を知っていれば防ぐことができ、適切な応急処置により救命することもできるため、熱中症に対する知識を深め、的確な予防措置を普段から講じておくなど、学校の管理下で起こる熱中症事故を予防することは重要である。

参考資料

奈良県教育委員会事務局健康・安全教育課Web サイト

- (1) 「奈良県 学校における熱中症対策ガイドライン」
<https://www.pref.nara.jp/item/279679.htm>



- (2) 「学校管理下における体育・スポーツ活動中の事故を防止するために」
<http://www.pref.nara.jp/item/178179.htm>



- (3) 「学校安全」指導の手引
<http://www.pref.nara.jp/26704.htm>



独立行政法人日本スポーツ振興センターWeb サイト「学校安全Web」

- 熱中症予防のための啓発資料「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」
<https://www.jpnssport.go.jp/anzen/default.aspx?tabid=114>



熱中症になったら 熱中症EAP (Emergency Action Plan)

熱中症を疑う症状

- 重症度Ⅰ度** *手足のしびれ *めまい、立ちくらみ
*筋肉のこむら返り(痛み) *気分が悪い、ボーッとする
- 重症度Ⅱ度** *頭痛 *吐き気・嘔吐 *倦怠感 *意識が普通でない
- 重症度Ⅲ度** *意識消失 *けいれん *呼びかけに対して反応がおかしい
*まっすぐに歩けない・走れない

チェック✓

意識障害の有無

あり

救急隊を要請

なし

- *意識消失
*意識がもうろうとしている
*応答が鈍い
*言動が不自然等、
少しでも意識がおかしい場合。

チェック✓

- ☆連絡・連携先
*校長等管理職
*養護教諭・学級担任
*保護者
☆役割分担
*AED
*他の教職員への応援
*記録(気温・湿度・時間等)
*救急隊の誘導

涼しい場所への避難

チェック✓

涼しい場所への避難 脱衣と冷却

自力で水分摂取可能か



できる

水分・塩分の補給

できない

衣服をゆるめ、
氷・アイスパック・
扇風機等で冷却

改善

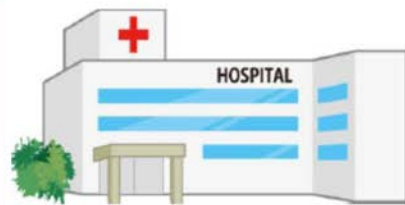
症状改善の有無

改善しない

医療機関へ搬送

改善

経過観察



◎ポイント

- 連絡先の電話番号を記したラミネート加工の対応フロー図を作成し、各活動場所に常設することにより、熱中症発生時の的確で迅速な対応に役立ちます。
- 携帯電話、スマートフォンによる連絡履歴は、救急隊の要請時間など事故対応時の客観的記録となります。
※緊急時の対応を考慮し、可能であれば、指導者は活動場所にて携帯電話・スマートフォンを携帯しておくことにより、より迅速な救急隊の要請と正確な時間の記録保存等に役立ちます。

3 学校安全

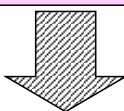
(1) 学校安全の考え方

安全で安心して暮らせる社会の実現は、最も基本的かつ不可欠なことである。学校においても様々な安全対策が講じられているが、児童生徒の身の回りでは、学校への不審者侵入、登下校時における不審者遭遇や交通事故、地震や台風・大雨といった自然災害の発生、休憩時間中や課外活動などにおいて発生する捻挫、打撲、骨折などの負傷等、多岐にわたって事件・事故災害は繰り返し発生している。

学校安全は、こうした児童生徒の安全を脅かす事件・事故災害に対して、学校安全に関する取組、すなわち、学校での教育活動によって、児童生徒に「自他の生命や人格の尊重、安全を大切にする意識、安全に必要な知識の理解や的確な判断力」などの資質や能力を育て、安全にとって望ましい行動の変容を図り、適切な意思決定や行動選択ができるようにする営みと言える。「児童生徒を取り巻く安全・安心な環境を確保する」とともに、「児童生徒が自他の危険予測・危険回避の能力を身に付ける」ことができるようにするなど、学校安全の果たす役割の重要性は、ますます高まってきている。

学校安全のねらい

児童生徒が自他の生命の尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、積極的に安全な環境づくりができるようにする。



安全・安心な社会の実現のために

○安全への希求

人々の生命を尊重し、安全を最優先する気風や気質を育てていくとともに、学校教育における安全教育の充実を図り、「安全文化」を創造していく。

○児童生徒の生命と安全の確保

児童生徒を被害者や加害者にならないための適切な対策を図るとともに、事件・事故・災害の防止や発生時の被害を最小限にするための安全教育と安全管理に関する指導を充実させる。

○「生きる力」と安全教育

「生きる力」の涵養にとっても、安全教育の充実が不可欠であると捉え、安全に関する基礎的・基本的な知識・技能の確かな習得と、それらを活用した危険予測や危険回避の能力の育成を図る。

(2) 学校安全の領域と内容

学校安全として取り上げる領域は、発生する学校事故の性格から、主に「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つの領域として捉えられている。

【学校安全の領域】

生活安全・・・学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱う。児童生徒が不審者による危害を加えられる事件もあることから、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容の一つである。

交通安全・・・道路の歩行や自転車の乗り方など様々な交通場面における危険性と安全に関する理解が含まれる。また、近年の児童生徒を取り巻く交通事

故の状況を踏まえ、被害者になることだけではなく加害者にならないようにする視点も必要である。

災害安全・・・地震・津波、火山活動、風水（雪）害、雷などの自然災害をはじめ、火災や原子力災害等が含まれる。災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

現代的な危機事象

・・・スマートフォンやSNSの普及に伴うトラブル、学校への犯罪予告、周辺でのテロ発生及び他国からの武力攻撃事態（国民保護の観点）等に際して、必要な取組をし、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるようにする。

また、実際の学校安全の活動は、「安全教育」「安全管理」「組織活動」という三つの主要な活動によって構成され、学校安全の三つの領域について、それぞれ系統的に進められることが重要である。

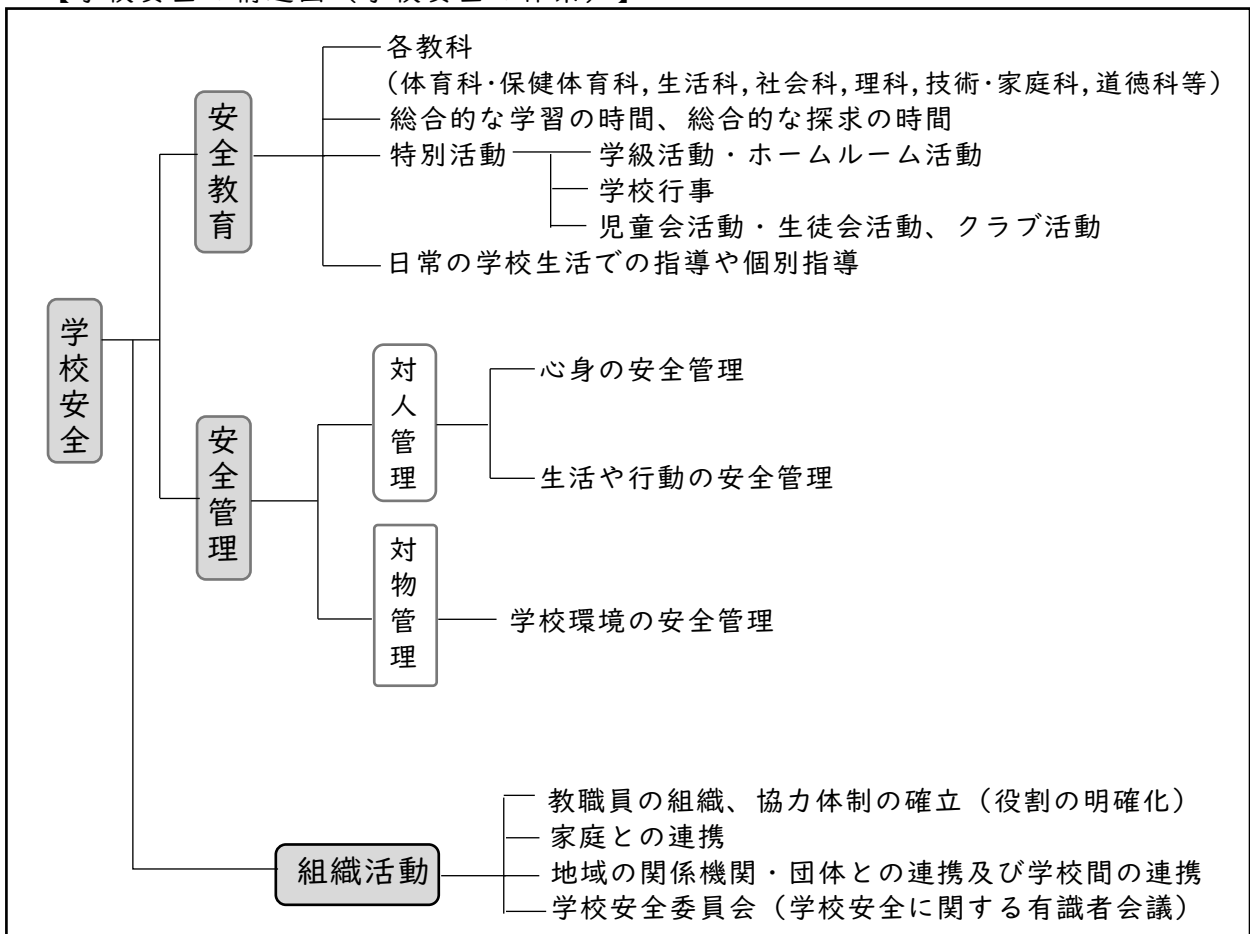
【学校安全の三つの主要な活動】

安全教育・・・児童生徒自らが、生活の中に存在するいろいろな危険に気付いて的確な判断の下に行動することができる能力を育てる教育的な作用。

安全管理・・・児童生徒の行動の規則、児童生徒等を施設・設備といった外部環境を安全に保つために行う点検や整備などの管理的な作用。

組織活動・・・安全教育と安全管理の両者を効果的に推進するための校内における教職員の役割の明確化と協力体制の確立及び地域社会との連携など。

【学校安全の構造図（学校安全の体系）】



(3) 学校安全計画の作成

児童生徒の事件・事故災害はあらゆる場面において発生し得ることから、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められる。そのため、学校においては、学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている「学校安全計画」を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として立案する。

<学校保健安全法> 第三章 学校安全
(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(4) 安全教育の進め方

安全教育の目標

【目標】

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や態度、能力を養う。

【重点】

- 日常生活における事件・事故災害・犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようにする。
- 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。
- 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し貢献できるようにする。

児童生徒等の安全を確保するためには、施設・設備の安全点検等の安全管理を徹底することのみならず、児童生徒等自身が、危険を予測し、自ら回避することができるような安全教育が非常に大切である。全ての学校において、避難訓練等も含めた安全教育に関する内容を学校安全計画に位置付け、教育活動全体を通じた安全教育が求められる。実際の指導は、主として、安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それらを働かせることによって、安全について適切な意思決定ができるようにすることを目的とする「安全学習」と、安全に関する当面の課題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、更に望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」がある。各学校は、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、安全に関する資質・能力と、各教科等の内容や教育課程全体とのつながりや学校種間の系統性等について整理し教育課程を編成することが重要である。具体的には、各教科や総合的な学習の時間、特別活動において年間を通じて指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することが求められる。

ア 関連教科等における安全教育

安全教育は、体育科及び保健体育科を中心に教科等横断的な視点で安全に関する資質・能力を育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。特に事故災害の原因や防止の仕方、あるいは事故発生時の応急手当などは、保健の学習において計画的に実施する。

また、実験・実習等を行う際、事故発生の可能性が考えられる教科においては、適宜安全についての指導を行う。

さらに、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間においても、安全に関わる具体的なテーマを取り上げて学習することが可能である。

イ 学級活動・ホームルーム活動における安全教育

学級活動・ホームルーム活動における安全教育は、児童生徒の心身の発達段階や安全に対する意識・行動の実態に即して、計画的、系統的に行う必要がある。その活動は、地域や学校における安全に関する諸問題を内容として、児童生徒の学習意欲を高め、必要感をもって臨むよう事前指導を工夫するとともに、一人一人の児童生徒に安全に関する適切な意思決定や行動選択ができる能力と自主的、実践的な態度を育てるように指導していく。

ウ 学校行事（健康安全・体育的行事）における安全教育

(ア) 交通安全教室

学校が定めた交通安全の日や地域の交通安全運動などに関連して行う指導、入園・入学時や長期休業前後の指導などがある。指導に当たっては、学級活動・ホームルーム活動における安全教育との関連を十分考慮して、学年又は全校的な規模の集団活動として指導を行う必要性について検討し、教育の効果を一層高めるように配慮する。

(イ) 防災訓練・避難訓練・防犯訓練

火災、地震・津波、火山活動、風水（雪）害及び雷等の災害などの発生や不審者侵入等を具体的に想定し、適切に対処することができるようにするための実践的な活動である。このような災害等の発生時の避難等の指導は、学校や地域の実情に即して予想される様々な事態を想定し、年間を通じて計画的に行うことが必要となる。また、災害等の発生の際、幼児・児童や高齢者及び障がいのある人たちの安全にも配慮することができる態度や能力を培うことも大切である。

(ウ) 防犯教室

通学時、放課後、自宅周辺などで、犯罪発生の危険性の高い時間帯・場所を確認するための活動を行ったり、犯罪被害から身を守るために助けを求めるなど具体的な方法について話し合ったりする機会を設けることなどが挙げられる。児童生徒等の活動範囲が広がる長期休業前の指導は、特に重要となる。また必要に応じて地域の関係機関・団体やPTAの協力・参加も効果的である。

(エ) 安全に関する意識を高めるための行事・活動（交通安全週間、防災の日）

児童生徒一人一人の安全意識を高めるとともに、全校的に安全に対する意識を高めようとするものであり、このために時間を設けて実施する場合や、全校集会、文化祭等その他の機会を活用して行う場合も考えられる。

エ 児童会・生徒会活動及び部活動における安全教育

児童生徒の自発的・自治的な活動を損なうことなく、児童生徒の個性を伸長する視点に立って、学級活動・ホームルーム活動や学校行事における安全教育の成果を生かした実践的な活動が展開されるよう指導することが大切である。

(ア) 児童会・生徒会活動

安全な学校生活を送るための努力目標やきまり・約束等の設定、安全に行動する必要性の意識の高揚を図るキャンペーン活動や調査活動、または交通安全、防災、防犯に関する活動について、地域の学校間の相互交流や地域社会との連携を深める活動等、実践的な活動を行う。

(イ) 部活動

異年齢集団による活動であり、安全に関する知識や行動面で差があることなどに配慮して、安全に活動できる態度や技能を身に付けるようにする必要がある。特に、運動系の部活動では、体調管理、水分補給、起こり得る事故の予測と防止等について、活動内容に応じて適切に指導する必要がある。

オ 地域の人材・資源の活用

児童生徒等に対する安全教育を実施する上で、学校の資源には限りがあることから、学校の中だけに留まらず、より効果的な実践を図るために人的資源、教材や学習の場などを、家庭や地域社会に積極的に求めていく必要がある。その内容や方法は、学校や地域の実態に応じて選択、工夫することが大切である。

【地域と連携した事例】

- (ア) 学校で行う安全教育や訓練に、警察署・消防署等専門家の指導を活用する。
- (イ) 地域にある安全に関する施設（防災館等）を教材として活用する。
- (ウ) 地域の地形・地質・環境・過去の災害等を教材として活用する。
- (エ) 地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり体験したりする。
- (オ) 地域で開催される安全に関する行事に参加するなどして、自らの安全を確保する能力（自助）や地域の方々等との助け合いの精神（共助）を育てる。

(5) 学校における安全管理

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危機を速やかに除去するとともに、事件・事故災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒の安全を確保することである。

安全管理の意義は、児童生徒の安全を確保することだけにとどまらない。安全管理における環境を整備することは、児童生徒が安全に行動に移せるように意思決定をしたり、行動選択をしたりすることを促すことにもつながる。また、安全管理は、原則として校長をはじめ教職員が主体的に行うものであるが、児童生徒に積極的に参加させることによって児童生徒の安全管理の能力を向上させることも期待できる。

日常的な安全管理

日常の学校生活の中で起こる様々な現象を自分のこととして捉え、「おやっ？ちょっと変だな」「あれっ？本当に大丈夫なのか」と感じるものが危機意識です。危機意識の持続は、マニュアル等を整えること以上に大切であり、危機管理の原点であることを忘れないでください。

危機意識高揚のためのポイント

- 自校又は他校で発生した学校事故についての情報を共有
 - ⇒ 新聞報道等やヒヤリ・ハット事例を参考とし、教職員や児童生徒へ課題の投げかけを行いましょう。
- 定期的な学校安全の評価
 - ⇒ 事故発生の際に問題とされがちな学校安全ですが、実は何もないことが大きな成果といえます。無事故であることの評価も積極的に行っていきましょう。

4 学校給食

(1) 学校の教育活動における学校給食の位置付け

ア 特別活動における学校給食の位置付け

学校給食は、学習指導要領において特別活動の「学級活動」に位置付けられ、給食の時間に行われる指導は標準授業時数に含まれないものの、教育課程上の学級活動と関連付けて行うことのできる重要な学校教育活動である。

「小学校学習指導要領」第6章 特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容〔学級活動〕 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成
「中学校学習指導要領」第5章 特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容〔学級活動〕 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

イ 学校給食法における学校給食の目標

学校給食法第一条で、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」との意義付けが行われるとともに、第二条では、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、以下の目標が達成されるように努めなければならないとされている。

- | |
|---|
| 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うこと。
三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。 |
|---|

(2) 給食の時間に行われる食に関する指導

給食の時間は、1年を通じて、計画的、継続的に食に関する指導を行う時間である。学級の仲間や教職員との共同作業や会食を通して、責任感や連帯感を養うとともに学校給食に携わる人々への感謝の気持ちなど豊かな心を育み、午後の活動に向けた活力を生み出す時間でもある。学級担任は、食事にふさわしい環境を整え、ゆとりある落ち着いた雰囲気の中で食事ができるよう、日頃から児童生徒が安心して食べられる食事環境作りに心がけることが大切である。

また、給食の時間の設定に当たっては、衛生的な配膳や、食物アレルギー対応の確認を行うため、ゆとりをもって給食の準備や会食ができるよう時間の確保に努める必要がある。

ア 給食の時間における食に関する指導の進め方

(ア) 習慣化を図るための指導

「給食指導」とは、給食の準備から片付けまでの一連の活動（正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなど）を繰り返し行う教育活動で、毎日指導することにより、給食当番の活動や望ましい食事の取り方等の習慣化を図ることができる。

(イ) 献立を教材とした指導

給食に使用している食品を活用して、食料の生産、流通、消費について理解させたり、献立を活用して食品の種類や特徴、栄養のバランスのとれた食事などを知らせたりする。ほかにも、季節や地域の行事にちなんだ行事食を提供したり、食品ロスの削減について考える機会を設け

たりしながら、食事という実体験を通して食に関する知識理解、関心を深めることができる。

(ウ) 教科等と連携した指導

給食の献立や使用される食品は、教科等の学習や、給食の時間に学習の振り返りを行う等の場面で活用することができる。このため、学級担任や教科担任は、献立を作成する栄養教諭・学校栄養職員等と連携することが大切である。

(エ) 個に応じた指導

食物アレルギー、肥満、やせなど児童生徒の健康状態はさまざまであり、また、偏食傾向や食事マナーの状況、食べる速度や噛む力などについても個別に指導する必要がある。指導にあたっては学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等が協力して指導に当たることで効果を上げることができる。

イ 学校給食におけるリスクマネジメント

想定されるリスク要因として、食中毒、異物混入、食物アレルギー、窒息等が考えられる。衛生的な環境のもと、児童生徒が楽しく安全に食事ができるよう、学級担任等は事故防止に十分配慮する必要がある。校内マニュアル等を整備し、全教職員で共通理解を図り組織的に運用することが事故の未然防止や適切で迅速な対応につながる。

近年は、ウイルス性の食中毒が季節を問わず発生しており、中でもノロウイルスは食品を介して感染するだけでなく、学校等の集団生活の場ではヒトからヒトへ二次感染することから、学級担任等は学校給食を介した感染症や食中毒の予防のため、「学校給食衛生管理基準」（平成 21 年文部科学省告示 64 号）に基づき給食当番の健康状況を記録するよう示されている。

- | | |
|-------------|--|
| 給食当番チェックリスト | <input type="checkbox"/> 下痢をしている者はいない。 |
| | <input type="checkbox"/> 発熱、腹痛、嘔吐をしている者はいない。 |
| | <input type="checkbox"/> 衛生的な服装をしている。 |
| | <input type="checkbox"/> 手指は確実に洗浄した。 |

ウ 学校給食における食物アレルギーの対応

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることである。そのためにも安全性を最優先にし、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、食物アレルギーを有する児童生徒を受けもつ担任のみならず、校長等の管理職をはじめとした全ての教職員、調理場及び教育委員会関係者、医療関係者、消防関係者等が相互に連携し、危機管理意識と共通認識を強くもち組織的に対応することが不可欠である。

平成 27 年 3 月文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び、令和 2 年 11 月改訂の奈良県教育委員会・奈良県学校保健会が作成した「学校におけるアレルギー疾患対応指針」を参考にし、各施設に応じた適切な対応を行い、安全な給食の実施に努めなければならない。

【教室での対応について】

(抜粋)

(ア) 給食の時間における配慮

誤食防止の目的で、以下の項目等を取り決めます。

特に、アレルギー対応食について、原材料がわかる統一した献立表で確認する方法や、対応食と一般献立との違いを監督者、本人が確認する方法を具体的に決めます。

また日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意します。給食の時間中に誤食事故等が起きないようにルールを決める等の配慮をします。

- ◆献立内容の確認
- ◆給食当番の役割確認
- ◆配膳時の注意
- ◆おかわり等を含む喫食時の注意
- ◆片付け時の注意
- ◆その他交流給食などの注意 等

(イ) 食物アレルギーを有する児童生徒及び学級での指導

a 学級での指導

学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行います。

b 個別指導

食物アレルギーを有する児童生徒とその保護者に対し、必要に応じて個別指導を実施します。

(ウ) 実施における問題の報告

配膳、喫食時の問題点等は、事故及びヒヤリハットも含めてすべて食物アレルギー対応委員会に報告し、定期的に対応方法の評価、検討及び必要に応じて見直しを行います。

(エ) 緊急時対応の確認

児童生徒が誤食、症状出現時の緊急対応について、職員間で共通認識の下、具体的・確実に対応できる体制を整えておきます。

文部科学省（平成 27 年 3 月）「学校給食における食物アレルギー対応指針」 pp. 30～31

エ 給食指導における主な指導項目とその内容（例）

給食指導	指導項目	指 導 内 容
準 備	食事環境	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなで楽しく気持ちの良い食事の工夫ができるようにする。 ・正しい手洗いをを行い、安全衛生に留意した食事の準備をし、静かに待つ。 ・食事にふさわしい環境を整える。
	当番児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・給食当番健康チェック表（学校給食衛生管理基準に基づく）を用意し、体調を把握する。 ・身支度や手洗いなど食事の準備がきちんと清潔にできるようにする。
	運び方	<ul style="list-style-type: none"> ・重いもの、熱いものへ配慮して、教室まで安全に運ぶようにする。 その際、担任は付き添って、思いやりや責任をもった活動ができるようにする。
	配食	<ul style="list-style-type: none"> ・一人分の盛り付け量を盛りきる。 ・担任の確認のもと相談し、配食調整する。 ・献立にふさわしい衛生的な盛り付けや、正しい食器の並べ方ができるようにする。
会 食	あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> ・献立（主食・主菜・副菜）の確認をし、献立名を知らせる。 ・「いただきます」のあいさつをする。
	会食中	<ul style="list-style-type: none"> ・食器や箸の持ち方、並べ方、食事の姿勢など基本的なマナーを身に付け、楽しい雰囲気の中で会食できるようにする。 ・落ち着いて食べることができるよう、食べる時間を確保する。
片付け	片付け方	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなで協力して、手順良く片付けられるようにする。

		・環境や資源に配慮して、学校や地域の分別の決まり事を守り、片付けるようにする。
--	--	---

文部科学省(平成 31 年 3 月)「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」 pp.223～224

参考文献

- (1) 文部科学省(平成 29 年告示)「学習指導要領」
- (2) 文部科学省(平成 21 年文部科学省告示 64 号)「学校給食衛生管理基準」
- (3) 文部科学省(平成 27 年 3 月)「学校給食における食物アレルギー対応指針」
- (4) 奈良県教育委員会・奈良県学校保健会(令和 2 年 11 月改訂)「学校におけるアレルギー疾患対応指針」
- (5) 文部科学省(平成 31 年 3 月)「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」

5 食育の推進

(1) 食に関する指導の充実

近年、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食行動の多様化が進む中で、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食等、食習慣の乱れに起因する生活習慣病や肥満の増加、過度の痩身等、食に起因する様々な健康問題が生じている。これらの課題の解決に向け、食育の推進が大きな国民的課題となっている今日、学校の教育活動全体で食育の推進を図ることが大切である。

奈良県においては、平成30年3月に第3期食育推進計画が策定され、四つの基本方針が示されている。基本方針2では、児童生徒の健全な食習慣形成のための食育が求められている。

第3期奈良県食育推進計画 基本理念 「食」を通して健全な心身を培い、豊かな人間性を育む 目指す姿 ◆子どもが「食」と「健康」に関心を持ち、健康的な食生活を実践できる 基本方針2 施策1 保育所（園）・幼稚園等における「食」に関する体験の推進 施策2 小・中・高等学校における食育の指導・体制の充実 施策3 学校給食を活かした食育の推進	（抜粋）
---	------

ア 学校給食法における食に関する指導についての目的

学校給食法第一条には、「（中略）学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。」と示されている。

イ 学習指導要領における食に関する指導の位置付け

平成29・30年告示の学習指導要領の総則にも「学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、＜外国語活動・外国語科＞、及び総合的な学習〔探究〕の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と明記されている。

※＜ ＞内は小学校のみの記載。（ ）内は中学校、〔 〕は高等学校において記載。

(2) 学校における食育の推進

ア 食に関する指導の目標

学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

【知識・技能】 食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。 【思考力・判断力・表現力等】 食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。 【学びに向かう力・人間性等】 主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

文部科学省平成31年3月「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」p.16

イ 食育の視点

食に関する指導を行う際には、下記の六つを「食育の視点」とし、視点に基づいた目標を設定することが重要である。

- ◇ 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ◇ 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
- ◇ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】
- ◇ 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
- ◇ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】
- ◇ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

文部科学省平成31年3月「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」p.16

(3) 食に関する指導に係る全体計画の作成

学校全体で効果的な食育を組織的、計画的に推進するためには、「食育推進組織」を設置するとともに、各学校において「食に関する指導の全体計画」の作成が必要である。

食に関する指導の全体計画には、定型はないが、児童生徒や保護者、地域の実態を明らかにし、「食に関する指導の目標」を達成するために「いつ」「誰が」「どのように」行うのかを明確にし、全教職員が連携・協力して進めるため、奈良県教育委員会事務局健康・安全教育課Webサイトに掲載されている各校種の全体計画の具体的なイメージを参照の上作成願いたい。

奈良県教育委員会事務局健康・安全教育課Webサイト

「食に関する指導の全体計画の作成について」

学校給食法第十条

(抜粋)

校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

<学習指導要領 総則> (平成29・30年告示)

教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

参考資料・文献

- (1) 奈良県（平成30年3月）「第3期奈良県食育推進計画」
- (2) 文部科学省（平成29・30年告示）「学習指導要領」
- (3) 文部科学省（平成31年3月）「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」
- (4) 文部科学省（平成29年3月）「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」
- (5) 文部科学省（平成28年2月）「小学生用食育教材『たのしい食事つながる食育』」
- (6) 奈良県教育委員会（平成22年3月）「奈良県の郷土料理集～元気に育てやまっとり子～」



食に関する指導の内容

○学年段階別に整理した資質・能力（例）

学年	①食事の重要性	②心身の健康	③食品を選択する能力	④感謝の心	⑤社会性	⑥食文化	
小学校	低学年	○食べ物に興味・関心をもち、楽しく食事ができる。	○好き嫌いせずに食べることの大切さを考えることができる。 ○正しい手洗いや、良い姿勢でよく噛んで食べることができる。	○衛生面に気を付けて食事の準備や後片付けができる。 ○いろいろな食べ物や料理の名前が分かる。	○動物や植物を食べて生きていることが分かる。 ○食事のあいさつの大切さが分かる。	○正しいはしの使い方や食器の並べ方が分かる。 ○協力して食事の準備や後片付けができる。	○自分の住んでいる身近な土地でとれた食べ物や季節や行事にちなんだ料理があることが分かる。
	中学年	○日常の食事に興味・関心をもち、楽しく食事をすることが心身の健康に大切なことが分かる。	○健康に過ごすことを意識して、様々な食べ物を好き嫌いせずに3食規則正しく食べようとする事ができる。	○食品の安全・衛生の大切さが分かる。 ○衛生的に食事の準備や後片付けができる。	○食事が多くの人々の苦労や努力に支えられていることや自然の恩恵の上に成り立っていることが理解できる。 ○資源の有効利用について考える。	○協力したりマナーを考えた相手を思いやり楽しい食事につながることを理解し実践することができる。	○日常の食事が地域の農林水産物と関連していることが理解できる。 ○地域の伝統や気候風土と深く結び付き、先人によって培われてきた多様な食文化があることが分かる。
	高学年	○日常の食事に興味・関心をもち、朝食を含め3食規則正しく食事をとることの大切さが分かる。	○栄養のバランスのとれた食事の大切さが理解できる。 ○食品をバランスよく組み合わせる簡単な献立を立てることができる。	○食品の安全に関心をもち、衛生面に気を付けて、簡単な調理をすることができる。 ○体に必要な栄養素の種類と働きが分かる。	○食事にかかわる多くの人々や自然の恵みに感謝し、残さず食べようとする事ができる。 ○残さず食べたり、無駄なく調理したりしようとする事ができる。	○マナーを考え、会話を楽しみながら気持ちよく会食をすることができる。	○食料の生産、流通、消費について理解できる。 ○日本の伝統的な食文化や食に関わる歴史等に興味・関心をもつことができる。
中学校	○日常の食事に興味・関心をもち、食環境と自分の食生活との関わりを理解できる。	○自らの健康を保持増進しようとし、自ら献立を立て調理することができる。 ○自分の食生活を見つめ直し、望ましい食事の仕方や生活習慣を理解できる。	○食品に含まれている栄養素や働きが分かり、品質を見分け、適切な選択ができる。	○生産者や自然の恵みに感謝し、食品を無駄なく使って調理することができる。 ○環境や資源に配慮した食生活を実践しようとする事ができる。	○食事を通してより良い人間関係を構築できるよう工夫することができる。	○諸外国や日本の風土、食文化を理解し、自分の食生活は他の地域や諸外国とも深く結びついていることが分かる。	

文部科学省(平成31年3月)「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」pp.21~22